

**湖北広域行政事務センターごみ収集運搬業務検討委員会
答申書概要版**

諮問事項 - 1

【諮問事項】

長浜市合理化事業計画及び米原市合理化事業計画に基づく代替業務（資源ごみ収集運搬業務）提供による支援が、業者との間で交わした「し尿等収集運搬業者等の転廃業助成に関する協定書」で定められた「10 年」の代替業務提供期間を経過しても、定められた支援総額に達していない現状において、湖北広域行政事務センター（以下「行政事務センター」という。）が引き続き業者に従前どおりの代替業務の提供を継続することの妥当性。

【 答 申 】

代替業務の提供期間経過時における「業務援助額」の未達成額については、引き続き代替業務の提供を継続することで達成されるのが必要かつ妥当と判断する。

但し、金額や時期を明確にしておく必要があり、協定書の更新等の手続き、また、毎年の代替業務の達成額を明確にしておく必要がある。

【検討内容】

諮問事項 - 1 については、未達成の「業務援助額」を達成すべく、引き続き代替業務の提供を継続することの可否について検討され、協定書を締結した当事者の意思解釈としては、以下のように解釈するのが合理的であると判断された。

- 2 市は業者に対し、「支援策（援助総額）」に定められた支援を実現する。
- 「支援策（援助総額）」については、まず「業務援助額」に定められた金額に達するまでの代替業務を行政事務センターが提供することにより実現する。
- 定められた「業務援助額」が「支援策（援助総額）」に満たないときは、その不足分については「資金援助額」を定めて 2 市がこれにより支援を実現する。
- 代替業務の提供期間は 10 年間とする。但し、10 年間の代替業務の提供によって「業務援助額」が達成できなかったときは、社会情勢の急変やその他の阻害要因がない限り、行政事務センターが代替業務の提供を継続することで支援の実現を図る。

諮問事項 - 2

【諮問事項】

可燃ごみ及び不燃ごみ並びにプラスチック製容器包装の収集運搬業務に関し、行政事務センターが業者との間で随意契約を継続することの妥当性。

【答 申】

市民の付託を受けて、湖北広域行政事務センターがその管理下で行わざるを得ないごみ収集運搬業務については、安定的、継続的かつ良質なサービスの提供の要請があり、必ずしも経済性だけが要請されるものではないという現状においては、従来の特定期業者との随意契約により業務の遂行をすることは、ごみ収集運搬業務遂行の適正な確保という観点から妥当なものと思料する。

但し、他市で実施されている公募型プロポーザル方式なども参考にして、業務遂行の適正性を確保できる範囲内において、可能であれば、新規参入の門戸を開いてゆく方法も検討されてゆくのが望ましい。

また、委託金額を決定する基礎となる原価計算においては、県内及び近隣他市と同様な手法で算出し、他市と同程度の金額となっており、現状の委託金額の決定については、妥当性を見出すことができ、行政裁量の逸脱や不合理性は認められない。

但し、行政事務センターにおいて従前の原価計算の方法の検証をされ、より適正な原価計算方法が可能であるならば随時計算方法の改訂をされるのが望ましい。

【検討内容】

諮問事項 - 2については、以下のような事項について検討された。

2市における可燃ごみ及び不燃ごみ並びにプラスチック製容器包装の収集運搬業務に

- a：公共性はあるか
- b：経済性よりも業務遂行の適正を重視すべき要請はあるか
- c：一般競争入札、指名競争入札では、業務遂行の適正を確保できないか
- d：既存業者による収集、運搬業務の遂行は適正にされているか、問題はないか
- e：委託料は適正か（過大になっていないか、業務遂行の適正を確保できる水準にあるか）

会議録については、次のところで閲覧いただけます。

- 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ管理棟 1 階 業務課窓口
- 長浜市役所本館 1 階 市民情報コーナー
- 米原市役所伊吹庁舎 市民自治センター

問合せ先・・・湖北広域行政事務センター業務課 TEL0749 - 62 - 7143